

食 品 安 全 委 員 会 第 78 回 会 合 議 事 録

1．日時 平成 17 年 1 月 20 日（木） 14:00 ～ 14:56

2．場所 委員会大会議室

3．議事

（１）添加物専門調査会における審議状況について

・ヒドロキシプロピルセルロースに関する意見・情報の募集について

（２）食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて

（報告）

（３）食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）

対策に関する意見交換会 - の概要について（報告）

（４）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（事務局）

小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官

5．配付資料

資料 1 添加物専門調査会における審議状況について

資料 2 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップについて

資料 3 食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症(ＢＳＥ)

対策に関する意見交換会 - の概要について

6．議事内容

○寺田委員長 それでは、ただいまから「食品安全委員会」の第78回会合を開きます。
本日は7名の委員全員が出席でございます。

本日の会議のスケジュール全体は、お手元の議事次第を御覧になってください。

資料の確認をお願いいたします。

資料1が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料2が「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて（報告）」。

資料3が「食品に関するリスクコミュニケーション - 日本における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会 - の概要について（報告）」であります。ございますでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

議題の1は「添加物専門調査会における審議状況について」であります。事務局からお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、添加物、ヒドロキシプロピルセルロースという添加物につきまして、添加物専門調査会での審議が一応終わりました、食品健康影響評価の報告書（案）ができましたものですから、本日、本委員会にお諮りをいたしまして、お許しがいただければ、本日より意見・情報の募集に入らせていただきたいという内容のものでございます。

資料1を1枚めくっていただきますと、そこからがヒドロキシプロピルセルロースに関して、添加物専門調査会においてつくりました審議結果の（案）でございますが、ヒドロキシプロピルセルロースと申しますものは、2ページの上段に構造式が書いてございます。天然の多糖類のセルロース、植物の成分として広く天然にも存在しておりますセルロースというのは、この絵の中で左側の亀の甲みたいところにRというのがありますけれども、そのRのところはHになったものが天然のセルロースでありまして、そこに右側に書いてあるようなヒドロキシプロピル基が幾つかセルロースの修飾をするものとして側鎖にくっ付いたというものがヒドロキシプロピルセルロースというものでございます。

この資料の中は書いてございませんけれども、こういうようなセルロースを加工いたしまして、食品添加物として利用しやすくしたというものは、既に国内でも幾つか認められておりまして、例えばメチルセルロースとか、ヒドロキシプロピルメチルセルロースとか、側鎖に導入する基が変わったものが既に添加物として国内でも認められているところでございます。

今回はその導入される基がヒドロキシプロピル基というものを今回議論しているということでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、ヒドロキシプロピルセルロースにつきまして、そこに簡単に書いてございますが、これはアメリカとかヨーロッパでは既に長く使われているのでありまして、F A O / W H O の合同食品添加物専門家会議においても、既にこのものについては安全性については問題はない。A D I を特定しないということで評価が終わっているものでございます。

国内におきましては、日本薬局方第二部、医薬品添加剤として既に利用がされておりまして、錠剤・顆粒剤の滑沢剤、あるいはコーティング剤、崩壊剤、結合剤ということで医薬品の不活性の、有効成分ではない添加剤として広く用いられております。

添加物としての利用は同じように乳化剤とか、安定剤、分散剤、粘稠化剤というような目的で使われるものでございます。

本品につきましては、厚生労働省で国際的に広く使用が認められているような添加物については、企業からの指定要請を待たずに指定に向けた検討をするという方針に基づいて検討を始められたものでありまして、評価資料がまとまったということで本委員会に対して評価の依頼のあったものでございます。

2 ページ以降、本品の安全性についての資料の概略が書いてございますけれども、基本的にはセルロースを修飾したものでございますので、体内では不活性と申しますか、吸収をされないでそのまま体外に排泄をされるというものでございます。

体内動態のところにも書いてございますように、2 ページの第 1 段落の最後の辺りに書いてありますが、ラットではヒドロキシプロピルセルロースは消化管からほとんど吸収されないと結論されている。

その次の段落の 2 ページの下から 3 行目辺りにも、糞中には 96 時間までに放射活性の 96 ~ 100.5 %、これは測定誤差が入りますので、ほとんど全部糞中に排泄されるということでございます。

毒性につきましては、急性毒性、反復投与毒性、生殖発生毒性等の試験が行われておりますが、相当大量に投与した場合でも死亡例というものは見られなかったということでありまして、このような不活性な繊維質を大量に摂取されますと、軟便とか軽度の下痢の症状が起きるということは動物でも認められているところでございますけれども、それ以外の異常は、大量にこのような不活性なものを含ませた飼料を与えますと、どうしても体重増加抑制が見られますけれども、それ以外は見られていないということでございます。

生殖発生毒性も特段吸収胚数、あるいは胎児重量等に差は認められなかったということで、そのような特別な毒性はないだろう。

遺伝毒性につきましても、陰性という結果になっております。

ただし本品につきましては、発がん性について、試験は行われていないということでありまして、専門調査会では同じような加工セルロースの一種でありますヒドロキシプロピルメチルセルロースに関する長期試験の結果等から考えて、本品についても、発がん性については問題ないのではないかという御議論になっております。

本品は先ほど申し上げましたように、医薬品添加剤として広く用いられておりまして、我が国において医薬品の目的で長年使用されているにもかかわらず、医薬品添加剤として本品の安全性について問題があるとされた報告はないということでありまして。

それから、8ページに「⑦ヒトにおける観察」というのが中段に書いてございますけれども、その3行目、4行目辺りから、ヒドロキシプロピルセルロース、メチルセルロース、これは本品ではありませんけれども、そのようなものの1日当たり30g/ヒト、1人当たり30gまで経口投与試験が行われているということでございますけれども、いずれにおいても、消化管への下痢等の影響以外には投与による影響は認められていないということが報告されているところでございます。

海外におきましては、これは広く使用されているものでありまして、これは推定でありますけれども、8ページの下の方にございますように、食品向け使用量としては、このような推定がされ得るということでございます。

9ページには、国際機関における評価というものが紹介されておりますけれども、その真ん中辺りのところに書いてございますように、これは先ほど申し上げたような7種類の加工セルロースに対する総合的な評価になっておりますけれども、全データを総合評価し、ヒドロキシプロピルセルロースを含む7種類の加工セルロースについてADIを特定しないという評価が行われているところでございます。

ただ、加工セルロースを食品添加物として使用する際には、これらの物質が緩下作用を有することを考慮に入れなければならないというような指摘がされているところでございます。

専門調査会におきましては、10ページ「評価結果」といたしまして、ヒドロキシプロピルセルロースについて、提出された毒性試験とは必ずしも網羅的なものではないが、本物質及び類縁の加工セルロースを用いた試験結果から総合的に判断すると、遺伝毒性及び発がん性を有しないものと考えられる。

また、体内動態に関する試験結果から、本物質はほとんど体内に吸収されないと考えられ、かつ、毒性試験で認められた主な所見は、難消化性の食物繊維を大量摂取する際に見られるものと同様、軟便等の消化管への軽度な影響であり、本物質は極めて毒性の低い物質であると考えられる。さらに、限られたデータではあるが、既に使用が認められている海外における使用量と反復投与試験等の結果から得られたNOAELとの乖離も大きい。

なお、本物質は我が国において医薬品分野で使用経験があり、これまでに安全性に関して特段問題となる報告もない、ということでJECFAの評価も紹介されておりますが、以上からヒドロキシプロピルセルロースが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを設定する必要はないと評価したというのが専門調査会での評価結果の案でございます。

もし、本日お許しいただければ、これをもって意見・情報の募集をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明内容、あるいは記載事項に関しまして、何か御質問ございますか。

○本間委員 内容に関しては問題ないと思っておりますけれども、7種類のセルロース関連物質が国際的に既に出ているんですけれども、そのセルロースの7つのものは、これで最後になりますか、それともまだ幾つか審査があり得るのでしょうか。

○村上評価課長 恐らく逐次に必要性に応じて厚生労働省から評価の依頼があるものと思われませんが、今までに国際的に評価の終わっている7つの加工セルロースのうち3つが我が国で既に使用が認められておりまして、今回のものが認められると4つ目ということになります。そういう意味では国際的な評価が終わっているものは、残り3つあるわけですが、そのうち2つはEUでも使用が認められていなかったりいたしますので、これから先、あと何品目評価依頼が来るのか、事務局ではわかりませんが、恐らくあと1つくらいがそのうち来るのではないかと考えております。

○本間委員 わかりました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

それでは、本品につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。どうもありがとうございました。

次の議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のフォローアップについて（報告）」、企画専門調査会においてその審議が行われましたので、担当委員の寺尾委員長代

理から報告をお願いします。

○寺尾委員 それでは御報告申し上げます。

食品安全基本法の第21条第1項に基本的事項を、食品安全委員会が中心になって案をつくって、最終的には閣議で決定するということになっておりまして、資料2を御覧いただきますと、平成16年1月16日に閣議決定がなされております。問題はこのフォローアップをやるということでありまして、1月14日に第8回の企画専門調査会におきまして、これのフォローアップにつきまして審議をいたしました。

詳細につきましては、事務局から御説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小木津総務課長 それでは、資料2に基づきまして、御説明させていただきます。

表紙にございますように、先日の企画専門調査会で基本的事項の第1回目のフォローアップが実施されたわけです。事務局のまとめた案を御提示、御説明いたしました。そして、御了承いただきまして、今回、座長から委員長あて御報告ということでございます。その中身に入らせていただきたいと思いますと思いますが、その前に実は今後のフォローアップ、毎年できればフォローアップをしていくべきだろうと事務局としては考えておりますが、その際の宿題といたしまして、今回の案の中には実施された内容が書いてあるわけですが、これに加えて残された課題などについてももっと明確化して欲しいという御要望がございましたので、次回以降のフォローアップの際の資料作成において検討していきたいと考えております。

それでは、中身に入らせていただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、この資料の構成でございますが、基本的事項に盛り込まれた事項は10項目ございます。その10項目と、その記載内容を対応いたしまして、委員会及び関係各省がこれまで実施してきた措置の具体的内容はどうかということを、一番右の欄に記載するという形式を取っておりまして、そして中ごろに実施状況という欄がございますが、ここではおおむね実施済み、あるいは実施中であるものを「○」、一部について実施済み、あるいは実施中であるものを「△」、未実施であるものを「×」、実施の必要性がないものを「-」、これは末尾の注に書いてありますとおりでございますが、そう表示しております。

それでは、順に御説明させていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが「食品健康影響評価の実施」という項目でございます。「基本的考え方」にもございますが、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行わなければならないということでございますが、具体的内容の方に書いてございますように、昨年

の 12 月 31 日時点で 362 品目につきまして、評価要請を関係各省からいただきまして、各専門調査会において科学的知見に基づき議論をしていただいた上で、123 品目についてとりまとめ、各省に通知しているということでございます。

これ以外に食品健康影響評価につきましては、食品供給工程の各段階についていろいろな留意事項が書いてございますが、それらについても適切に実施しているところでございます。

2 ページ目、(4)に「緊急を要する事項については、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う」という記述がございますが、これらに関しましては、具体的にアマメシバ、コンフリーとかアカネ色素などについて具体的に優先的なリスク評価を実施したところでございます。

これ以外に、今申し上げたことは必要的な諮問事項に関連することですが、任意で関係各省から評価要請を受けるものもございまして、それらについては厚生労働省で 7 件、農林水産省で 5 件あったということを(5)のところに記述しているところでございます。

もう一つの類型といたしまして、(6)のところで、「委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する」とございまして、おおむね 6 ヶ月ごとに企画専門調査会及び委員会で点検・検討を行うということで定められておりますが、そういった考え方に基きまして、最終的に 12 月 16 日の第 74 回委員会の会合によりまして、この 3 ページにございまして、リステリアを含む食中毒原因微生物について、その対象とするということを御決定いただいたところでございます。

続きまして、2 番目のものとして、例外措置の具体的内容というのがございます。4 ページにまいりますと、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ではない場合などについては、適用除外ということになりますけれども、ここにつきましては、9 件が該当いたしまして、それぞれ委員会において御審議いただき、判断していただいた上でリスク評価を行う必要がないという事例が認められたところでございます。

続きまして、5 ページ、3 番目の項目といたしまして「食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等」となっております。こちらにつきましては、評価の開始前、そして開始時点、あるいは開始後についての留意事項が順に書いてあるわけでございますが、まず関係府省との連携を取りながら目的とか対象作業などについて明確化していくということについて適切に実施しているところでございまして、先ほど申しましたように、自ら食品健康影響評価を委員会が行うというものについても、一定の基準に基づいて企画専門調査会等で御審議をいただいているところでございまして、適切に実施されていると

ころでございます。

6 ページ、評価のためのガイドラインの作成等も適宜実施しているところでございます、7 件の実績があるということでございます。

このように真ん中の実施状況の欄を確認していただきますと、ずっと食品健康影響評価の実施の欄は、実施中、あるいは実施済みという整理になっておりまして、すべて○が付いておるところでございますが、6 ページの(2)の評価の実施時の点で、海外のリスク評価機関との連携という項がございます。ここについては、ある程度は実施されているんですが、更に充実する必要があるだろうということで、という整理をしているところがございます。

これ以外には、7 ページにまいりますと、終了後適切にその評価結果等をホームページなど多様な手段を用いて公表するというところで留意事項が書いてあるところがございますが、これらについても、適宜やっております、その具体例としては、例えば7 ページの中段のところがございますが、アマメシバとかコンフリーとかいったものについては、具体的にわかりやすい内容で御提供しているところがございます。

以上が手順とか方法の関係でございますが、8 ページにまいりますと、まだ課題を残している部分といたしまして「(4)食品健康影響評価の手法」というところで、今後、更に定量的な食品健康影響評価に加えて、そちらの方は適宜実施中でございますが、微生物に関する食品健康影響評価、今後の取組課題でございますが、こういった課題が残るということでという整理にさせていただいております。

それと、委員会が行う勧告等という項がございますが、ここにつきましては、実際に勧告が必要なケースが出てこなかったということで、その必要性がないということで、という整理をしておりますが、食品健康影響評価の結果に基づいて適切に施策が、リスク管理官庁で実施されているかどうかということについての実施状況を監視するということにつきましては、既に2度ほど実態調査を行いまして、御報告をさせていただいているところでございますので、このところは中ほどですが、○という整理をさせていただいております。

以上が、委員会が行いますリスク評価の関係でございますが、9 ページにまいりますと、そのリスク評価結果に基づきまして、リスク管理官庁が行う施策の策定というのが第2 番目の項でございます。この項目につきましては、例えば(1)では、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、あるいは選択肢となる措置の実行可能性とか費用等を勘案しながら、リスク評価の結果に基づいて施策が実施されなければならないということが書い

てございますし、2 番目では、食品衛生法等に基づいて、必要な規格及び基準の整備を図ると書かれています。

その下の方にいきますと、監視・指導・調査の実施等々が書いてございますが、これらにつきまして、厚生労働省、並びに農林水産省におきまして、適切に実施されているということでございまして、その具体的内容はここに掲げられたとおりでございまして、〇という整理をしているところでございます。

10 ページは、委員会、リスク管理官庁ともに関係するところでございますが、「情報及び意見の交換の促進」でございます。

「基本的考え方」のところで、リスクコミュニケーションの促進と書いてございますが、これらにつきましては、右側にございますように、リスクコミュニケーションの促進を図るために意見交換会等の開催、意見・情報の募集、ホームページ、広報誌、メールマガジン等を活用した情報の提供。電話や電子メールにより問い合わせの受付などに積極的に取り組んでいるところでございますし、その下にありますように、全国各地で 100 回以上の意見交換会を実施したという実績がございますので、全体にわたりまして、実施済み、あるいは実施中という評価で〇という整理をさせていただいております。

11 ページからは「リスクコミュニケーションの方法」でございます。これらにつきましても、積極的にいろんな媒体を使いまして、その情報提供に努めていくという内容を書いているところでございまして、これは委員会、そしてリスク管理機関、それぞれが取り組んでいるところでございます。

その下ですが、「3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」を行うということで、ここは委員会の仕事ということでございますが、リスクコミュニケーション担当者会議等を実施して、そのマネジメントを行うということのほか、海外とかその他の分野のリスクコミュニケーションの実施状況等の調査あるいは食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題をとりまとめるというようなことで、それに対応しているところでございます。

12 ページにまいります。こちらは第 4 緊急時への対応でございます。「基本的な考え方」といたしましては、そういった緊急事態になる前に未然に防止をするということを旨として、重大な被害の発生に関する情報の収集とか状況の把握等を行っていくということでございますが、こちらにつきまして、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱というものを策定いたしまして、緊急時対応を政府一体となって迅速かつ適切に行うというルールづくりをしております。

また、関係各省もそれぞれ基本指針を定めまして、その体制整備を図っているということでございますので、○という整理をさせていただいております。

また、緊急時の情報連絡体制、それぞれ委員会を始めとして、情報連絡ルート等の設定を行っているところでございます。

さらに、13 ページにまいりまして、緊急事態が実際に発生した場合には、緊急対策本部等の設置が定められているわけですが、そういった取組につきまして、その取組状況をまとめたところでございますが、これについても○という整理をしております。

今後の課題として、残されているものとして、4 の緊急時対応マニュアルの作成の中で、危害要因別に緊急時の対応というのが異なってくるのではないかとということで、その対応マニュアルを今後まとめていこうということが課題となっておりますので、ここは○という整理をさせていただいているところでございます。

14 ページ、第 5 というところは、関係行政機関の相互の密接な連携を謳っているところでございまして、基本的なところで言いますと、基本的事項第 1 の(3)、先ほど御説明しました食品健康影響評価における連携でありますし、第 3 の 3、リスクコミュニケーションにおける連携でございますが、こういった規定に基づきまして、相互の連携強化を図っていくということでございます。

この部分では、特に申し合わせを関係府省間で結びまして、関係府省連絡会議、リスクコミュニケーション担当者会議、あるいは食品リスク情報が関係府省連絡会議等の場を使いまして、関係行政機関の連携を図っておりますし、地方公共団体との連携ということで、全国食品安全連絡会議を毎年 1 回開催するということで取り組んでいるところでございます。

全体の連携以外に今、委員会とリスク管理機関との連携。そして、リスク管理機関相互の連携、それぞれ取り組んでいるところでございます。

ということで、ここは○という整理をさせていただいております。

14 ページの中ほどのところに、意見具申の項目がございますが、ここはケースがなかったということで - という整理をしておりますが、これ以外はすべて○という整理をしております。

続きまして「第 6 試験研究の体制の整備等」ということでございます。こちらにつきまして、最新の科学的知見に基づいて施策を推進するということが必要でございますので、当然その前提となる試験研究の体制整備が非常に重要なことになってくるわけですが、それぞれ厚生労働省、農林水産省等、取り組んでおられるわけですが、この中で基本

的には。という整理になっておるんですけれども、研究開発の推進という項、更にその成果の普及、あるいは研究者の養成及び確保、この辺の欄には、 という表示がされているかと思いますが、委員会におきましては、平成 17 年度から食品健康影響評価の評価技術の研究を開始する予定になっておりますが、これまでのところ委員会独自でのこういった研究というのはまだ手薄でございますので、今後の課題ということで、これから充実していくべきものとして という整理をさせていただいております。

16 ページの下の方ですが、「第 7 国の内外の情報の収集、整理及び活用」というところでございます。具体的な実施内容のところにありますように、リスク管理機関、試験研究機関、国際機関、そして諸外国の関係行政機関、あるいは新聞、インターネット等から幅広く情報を収集しているところでございますし、各種会議などに出席してその科学的知見の収集分析に努めているところでございますので、基本的な考え方に対応しているということでは。という整理をしております。

ここの部分で 17 ページからでございますが、 と書いてあるところがございます。基本的な情報提供ということではいろんな媒体を通じて実施していますが、今、開発途上にございます食品安全総合情報システム、これは関係の行政機関を含めて委員会が食品の危害情報を一元的に収集して国民に対して情報提供をしていく、また、相互間で活用していくというシステムでございますが、そのシステムが整備途上ということでございます。これが整備されれば、本格的な対応ができるということでございますので、一応一部実施、あるいは実施中ということで という整理をさせていただいています。食品安全総合情報システムの関係で、そういった整理にさせていただいておるところでございます。

その他、情報提供などについては、例えば 18 ページの一番下にありますように、報道機関、ホームページ等を通じて、適切かつわかりやすく国民に情報提供をした例といたしましては、BSE とか鳥インフルエンザの例などがございますので、そういったものを整理しているわけでございます。

19 ページにまいりまして、「第 8 表示制度の適切な運用の確保等」ということでございまして、ここはリスク管理官庁が実施していくことでございますが、基本的考え方として、その表示情報の適切性、そして、わかりやすさというようなことを謳っているわけですが、具体的な取組事例といたしまして、厚生労働省、農林水産省が共同で開催している共同会議においての成果として、加工食品の原料・原産地の義務表示対象品目の拡大とか、あるいは畜産物の原産地表示ルールの改正、アレルギー表示の見直し等を掲げているわけですが、こういった具体的な成果が上がりました。

「普及及び啓発」については、一元的な相談窓口を設けるといった課題があったわけですが、これについても対応しているところでございます。

20 ページ「違反に対する監視、指導及び取締り」、これも厚生労働省、農林水産省それぞれが対応しておりますし、公正取引委員会を交えて表示後行政の推進に関する相互の情報提供や協力体制の構築についてという定めもしているということでございまして、全体として。という整理をしております。

20 ページの中ほどからでございますが、「食品の安全性の確保に関する教育、学習等」というところでございます。「基本的考え方」に基づきまして、関係府省が連携して食品の安全性に関する意見交換会、あるいは講演会、広報活動の充実に努めていることから、。という整理をしておりますが、若干課題を残している部分としましては、その下でございますが、食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制というところで、各省それぞれには取り組んでおられるわけですが、相互の密接な連携という点で、今後充実する必要があるということで。という整理をさせていただいております。

その下でございますが、「食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項」ということで、それぞれ委員会を始めとしての対応を書いておるわけですが、委員会の具体的な取組としては、リスク評価の内容等についてホームページ上掲載しているとか、あるいは用語集を作成しているとか、季刊誌『食品安全』の発行などの取組事例を整理しているところでございます。

また、リスク管理機関と一緒に 100 回以上の意見交換会を実施しているという実績もございます。

21 ページからは、例えば食品衛生月間を始めとする取組、学校教育の場、これは中心は文部科学省の対応になるわけですが、そちらの関係。

あるいは、食品供給工程での体験学習、これは農林水産省が主に取り組んでおられるところでございますが、それぞれの取組状況を整理して実施中ということでございますので、。という整理をさせていただいております。

最後「第 10 環境に及ぼす影響の配慮」がございしますが、こちらは例えば農薬取締法に基づく対応、あるいは環境省においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律などに基づいて取組がございしますが、こういったものに基づいて適切に取り組んでいるということで。という整理をさせていただいております。

簡単な内容の説明でしたが、以上の中身でとりまとめられたところでございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か御質

問なりコメントございますでしょうか。

○中村委員 一般の方にわかりやすく理解してもらうために、実施状況の○とか というのは、だれが付けたのか。それは多分事務局なんだと思うんですが、それは一人の責任で付けたのか。それとも何人かの相談で付けたのかということを記しておいた方がいいんじゃないかというのが1つ。

それから、リスク管理機関の具体的な作業についても、ここに○とか を付けているわけです。これは実際にリスク管理機関の人たちといろいろ意見交換をした上でやっているのか。それとも客観的に食品安全委員会としてそれを見て、それで評価しているのか。その辺を説明していただいた方がいいんじゃないかと思います。

○小木津総務課長 この○とか とかの表示でございますが、事務局内部で関係者が集まって、相談の上、具体的内容と基本的事項の記載事項の中身とが十分対応しているかという観点から見て、妥当な判断ではないかということで入れたものを、企画専門調査会の方でご確認いただいて、取扱いについては御承認いただいているということでございます。

リスク管理官庁が絡む部分につきましては、基本的にはこの具体的内容について、すべて記載をお願いして、それをとりまとめる段階で調整をしているわけですが、そういった過程の中でリスク管理官庁として自己評価としてどうなのかということは伺っておりますし、我々として客観的に基本的事項と十分対応しているかどうかという点で、その部分については第三者的な目で見て判断して、実施されているのではないかというものについては○という整理をさせていただいているところでございます。

○寺田委員長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

昨年10月15日の厚生労働省及び農林水産省による当委員会に対する諮問以来、全国各地で開催してまいりました「食品に関するリスクコミュニケーション－日本における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会」につきまして、今週の17日の月曜日の東京での開催をもちまして、全国47都道府県で実施したことになりました。

つきましては、その概要につきまして、事務局から報告があります。よろしくお願いします。

○西郷リスクコミュニケーション官 資料3をごらんいただけますでしょうか。

食品安全委員会では諮問の前にも中間とりまとめの前後からずっとBSEに関する意見交換会を開催してございましたけれども、今回の御報告は10月15日に諮問をいただいて以降の意見交換会の実施状況でございます。

まず最初、１ページ目に表１がございますけれども、それが開催月日と場所を示しております。かなり集中的に回りました。47 都道府県、50 回になります。

なお、下に書いてありますように、福島県につきましては、前々から「食の安全・安心シンポジウム」というのが福島県で開催されることが決まっておったものですから、その後に諮問が入ったので、急遽その会合をＢＳＥの意見交換会という形に特化していただきまして、開催しておりますので、それだけばんと外れておりますけれども、それを含めまして、全部で 47 都道府県 50 回以上ということになってございます。

各地におきます意見交換会のプログラムにつきましては、今回はリスク分析の仕組みといたったことにつきましても、食品安全委員会と管理機関との役割分担などもきちんと説明するとか、この問題を議論するための情報の基盤を共有するために基礎的な情報も提供するということもございまして、かなり丁寧な資料を委員会、あるいは諮問の考え方を御説明いただく管理省庁の方にも用意いただきまして、説明をいただきました。

説明者は書いてありますように、食品安全委員会からは委員、またはプリオン専門調査会の専門委員に御出席をいただきました。引き続き、厚生労働省、農林水産省からはそれぞれの担当の方に来ていただきまして、御説明いただきました。この説明だけで大体 1 時間半くらいを要したと存じます。その後休憩した後に、質問用紙などを出していただいた後に、1 時間ちょっと意見交換を実施して、全体で 3 時間弱というのが多うございました。

２ページ目、各会場での参加者の内訳を若干示しております。字が小さくて恐縮でございますけれども、一番下を見ていただきますと、約 5,600 人程度の方に御参加いただいた勘定になります。

内訳でございますが、これは実際のときには申込のときに自分は消費関係者なのか、事業関係か行政関係とか報道関係の方とか、○を付けていただいたのに基づきまして、区分しているのでございますけれども、例えば消費関係には消費者団体の方、生協の方、主婦、学生、無職なども含んでございますが、大体 4 分の 1 はそういう方だったということになってございます。

事業関係が 16 %、行政関係が 34 %、不明というのは、よくわからなかったり、何にも書いてなかったりということでございます。それから報道関係の方ということになってございます。

意見の概要でございますけれども、３ページ目に出てございます。これは全部まとめたものではございませんけれども、複数の会場で出てきたものを中心に、とりあえずまとめたものでございまして、こういう意見が強かった弱かったとか、あるいはこれらですべて

ということではございません。

基本的にはBSE対策については、国内対策は十分なのかもしれないけれども、外国から来るものについては本当に大丈夫なんだろうかという不安と申しますか、御懸念が結構広くあったと。

その一方で、そうは言いつつ、国際的に整合の取れた対策でないと困るという御意見もございました。

特に検査につきましては非常に議論が集中したわけですが、手動の理由から全頭検査を続けるべきであるとか、検査してもしなくてもリスクは変わらないということであるならば、当然のことながら全頭検査を見直すべきではないかという御意見もあったわけですが。

その中で、検査技術が今のと殺してからでないといけないような検査ではなくて、生体検査や、もっと若い牛でもちゃんと見つかる検査を早く開発してほしいという意見は非常に各会場で強かったと存じます。

それから、SRMの除去につきましては、特にピッシングに関しての御懸念が強かったと存じます。特にピッシングによるリスクはどの程度増えてしまうのかといったようなことについて教えていただきたいというお話があったかと存じます。

飼料規制につきましても、非常に期待が強かったんですが、その一方で、いろいろ諮問が来ているわけですが、実際、どの辺がどう強化されているのかということだとか、飼料検査についてもっと強化すべきじゃないかという御意見もあったかと思います。

その一方で、厳格な運用がなされております肉骨粉の規制でございますけれども、肥料利用くらいはいいじゃないかという御意見もございました。

その他、そこにありますようなことがございましたが、基本的には政治的な状況に左右されないで、科学的に安全性最優先で評価をしていただきたいという意見。

その一方で、とにかく早く輸入再開をしていただかないとやっていけないという業界の声もあったわけですが。

これらの意見交換会を運営いたしました事務方のオブザベーションを若干述べさせていただきますと、昨年9月の中間とりまとめから比べますと、中間とりまとめの中身についての科学的 content についての理解はある程度進んだのではないかと思います。

関係の方々の御関心は、中間とりまとめの内容というよりは、どちらかというと、米国産牛肉の輸入再開の是非の議論などに端的に表れていますように、今後管理施策をどうし

ていくのかといったことについて、関心が移ってきているのではないかということが感じられました。

実施につきまして、全国 47 都道府県を比較的短期間に回ったわけでございますけれども、47 都道府県での関心の高い方々、消費者団体の方、あるいは生産者団体の方、行政の方々とか、そういうステークホルダー、オピニオンリーダーの方々との意見交換はできたかと存じますけれども、一般消費者の方々とは、基本的にはまだ十分意見交換ができたとは言えないんじゃないか。参加が少なかったということは言えると思います。

時間が 3 時間弱では少なかったかなということもございます。意見交換が白熱してきたときに終わるということもあったかなということでございます。

あと、今回はいろいろ御説明をかなり丁寧にしたということもありますけれども、参加者それぞれのその時点での知識とか関心がさまざまであったこともあって、説明の仕方、あるいは資料についての注文が結構あったかと存じます。

一方で、B S E だけ何でこんなにやっているんだという素朴な御疑問を寄せられたこともございます。

そんなこともありました。御議論いただいた上では、関係のプリオンの専門調査会に御報告申し上げる。あるいはリスクコミュニケーションの専門調査会で意見交換会のやり方についての検討をいただくということで今後調査審議をお願いしたいと考えているところでございます。

委員の方々には本当に強行軍であちこち回っていただいたということでございまして、大変でございましたけれども、一応そういったことで一通りは回ることができたということでございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。事務局の方、あるいは多くの委員の方に参加していただきましたし、プリオン専門調査会の一部の方も参加して大変だったと思いますが、何かただいまの報告、あるいは記載事項に関しまして、何か付け加えたり、感想などございましたらおっしゃってください。

○寺尾委員 今、西郷さんが最後のところでおっしゃっていましたが、一般の方の参加というのはもっと欲しいですね。欲しいというか、どうやったら参加してくれるのかわからないんですけれども、やはり一般の消費者の方にもう少し来ていただけるとありがたかったかなという印象です。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。これはリスクコミュニケーション専門調査会に

も出して下さい。また、消費者団体というだけではなくて、一般の消費者の方の意見を聞くために違う方法で、あるところなどはコンピュータで1万人くらいをリストしておいて、メールで送ってばんばんと意見を返すということをしています。そうすると、働いている方の意見も割合出てくるとか、そういうことを聞いたことがあります。是非専門調査会で、より多くの国民とリスクコミュニケーションをするための方法を議論していただければと思います。

その前の10月15日の諮問の前に中間とりまとめの段階でいろいろBSEの意見交換会をやっている。後ほど諮問が出たときにまた改めてやったということで、中間とりまとめの内容に関しましては、今おっしゃったように、大体皆さん御理解してくださったと思います。しかし、対策を見直すかどうかということに関しましては、いろいろ意見が分かれました。特に最初のうちは本当は日本の対策の見直しの諮問であるのに、実際には米国のBSEと時期的にかぶさっていますし、現実には日本の対策が見直された後、それを基にして日米交渉にも影響があります。そこに関心が割合向いて、それに関する御質問が結構多かったというようなことでした。

それでは、これまでの意見交換会で得られました意見などを今後のプリオン専門調査会、及びリスクコミュニケーションの専門調査会における審議などに生かしていきたいと思います。

もう一つ、評価機関でのリスクコミュニケーションはなかなか難しいところがあって、評価の内容を説明するということはいいいんですけれども、意見をいただくという場合は、どうしてもそれは管理に関しての意見で、科学的な評価に関するリスクコミュニケーションという内容は、必ずしも意見に左右されてはいけないということもあります。また、評価と管理となかなかその切り分けが難しい。しかし、どういうところに不安があって、どういうところがわかっていただけないのかなという面では評価に関するリスクコミュニケーションでも大変わかりましたし、いろんなことを指摘されて、そういう問題があるなという面では大変役に立ったと考えております。

それでは、ほかに議事はございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 それでは本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の先生、ほかに御発言ございませんか。

それでは、以上をもちまして、「食品安全委員会」第78回会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきまして、1月27日木曜日、14時から開催いたしますので、

お知らせいたします。

また、1月21日金曜日9時30分からプリオン専門調査会が公開で開催。

1月24日月曜日、14時から遺伝子組換え食品当専門調査会が非公開で開催。

1月26日水曜日、10時から添加物専門調査会が公開でそれぞれ開催いたしますので、
お知らせいたします。

どうもありがとうございました。